

中期目標期間の終了時の検討に係る意見について

市長による中期目標期間終了時の検討

・市長は、中期目標期間見込評価を行った時に、業務継続の必要性や組織の在り方など業務全般にわたる検討を行う。



・市長は、上記の検討を行うにあたっては、評価委員会の意見を聴く。



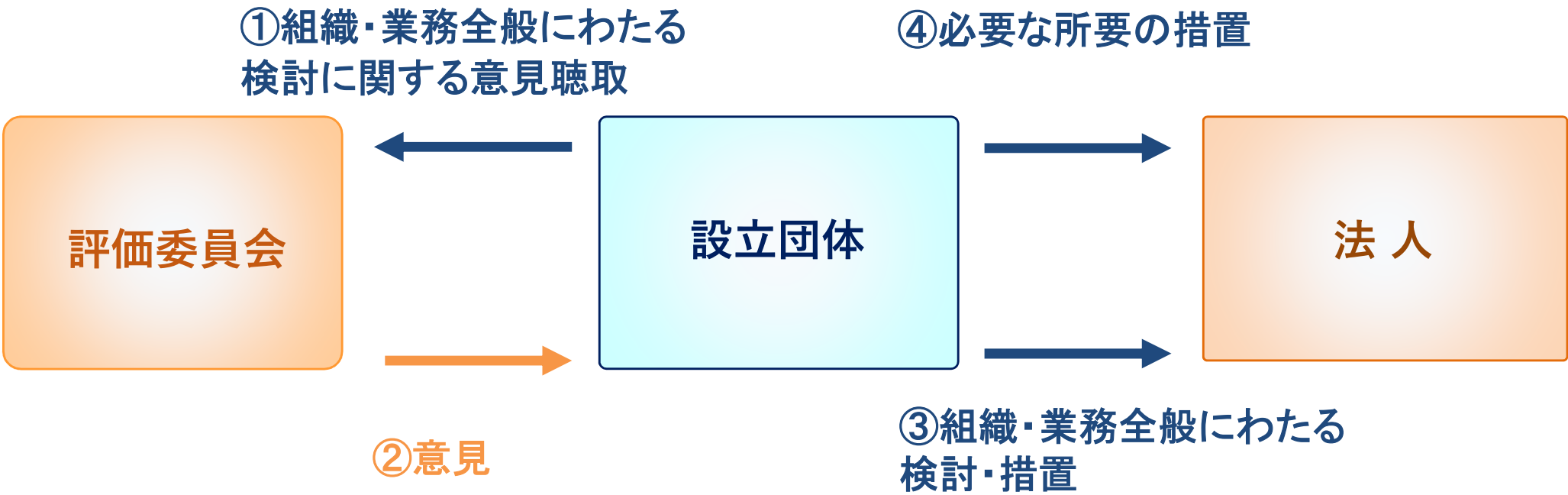
・評価委員会は、市長に対し意見陳述を行う。(中期目標期間終了時に係る意見書提出)



・市長は、検討した結果、必要な場合は所要の措置をとる

中期目標期間の終了時の検討に係る意見について

市長による中期目標期間終了時の検討



中期目標期間の終了時の検討に係る意見について

市長による中期目標期間終了時の検討

地方独立行政法人法 抜粋

（中期目標の期間の終了時の検討）

第三十条 設立団体の長は、第二十八条第一項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、中期目標の期間の終了時まで、当該地方独立行政法人の業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の所要の措置を講ずるものとする。

2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。